

「アクション・プラン」推進委員会(第5回)議事録

日 時：平成 24 年 2 月 9 日（木）18:35～19:40

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：川端達夫委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））、上田清司委員（埼玉県知事）、後藤斎委員（内閣府副大臣）、福田昭夫委員（総務大臣政務官）

（関係府省）

園田康博内閣府大臣政務官、森田高総務大臣政務官、滝実法務副大臣、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、岩本司農林水産副大臣、北神圭朗経済産業大臣政務官、吉田おさむ国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官

（関係地方）

井戸敏三兵庫県知事、嘉田由紀子滋賀県知事、広瀬勝貞大分県知事、仲井眞弘多沖縄県知事

（川端委員長）ただいまから「アクション・プラン」推進委員会の第5回会合をやりたいと思います。お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

昨年末に方向性を真摯な御議論の中で取りまとめをいただき大変ありがとうございます。そういう中で、これからが正念場でございます。そういう意味で、特に出先機関の原則廃止に向けた取り組みについて、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については方向性を取りまとめたことを受けて具体的な局面に入ってまいります。引き続き、今通常国会への法案提出に最大限努力をしてみたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日は広域的实施体制の枠組み（方向性）の中で引き続き検討するとされていた事項について御論議をいただくと共に、当面の移譲対象候補である3機関の個別の事務・権限の移譲の在り方について忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。併せて、直轄道路・直轄河川、ハローワークなどその他の課題についても、取り組み状況を報告させていただきたいということで御案内をしております。

なお、これ以降の議事の進行は福田政務官にお願いします。よろしくお願いいたします。

（福田委員）それでは御指名により議事進行を務めます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日は、関係府省の政務の皆様と、関係の知事の皆様に御出席を頂いております。出席者のお名前はお手元の名簿のとおりでございます。なお、本日、北川委員は都合により御欠席でございます。では、議事に移ります。本日の議題は、「広域的实施体制の枠組みについて」、「個別の事務・権限の移譲の検討について」、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲以外の「アクション・プラン」の課題につい

て」です。はじめに、「広域的实施体制の枠組みについて」です。それではまず私から本日御提出している資料を基に説明をさせていただきます。

まず、資料の1-1と1-2の説明でございます。広域的实施体制についてのこれまでの取り組みでございますが、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲につきましては、12月26日、月曜日に開催された第15回の地域主権戦略会議において、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」を議論いただき、御了承を頂きました。現在、この「広域的实施体制の枠組み（方向性）」に基づき、関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、関係省庁の御協力を頂きながら、事務・権限の移譲の在り方、広域的实施体制の執行機関の在り方などの検討を進めているところでございます。資料の1を御覧ください。本日の報告の一つ目になりますが、広域的实施体制の執行機関の在り方については、戦略会議で御了承を頂いた「広域的实施体制の枠組み（方向性）」において、権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）、構成団体の長をメンバーとする会議を置く、専任の執行役（仮称）を置くこととし、制度の詳細については引き続き検討するとされました。その資料の1-1の「広域的实施体制の執行機関の在り方について」の案は、その内容を踏まえてお示ししたものでございます。その主な内容であります。独任制の長の場合には、構成団体の長をメンバーとする諮問機関を設置し、広域的实施体制の長は、この諮問機関の意見を聴かなければならないこととすること、合議制の理事会の場合には、移譲の対象となる出先機関毎に、当該出先機関を管理する特定の理事を置くこと、独任制、合議制のいずれの場合にも、日常の業務執行管理などを担う専任の執行役を置くものとするなどとなっております。「広域的实施体制の枠組み（方向性）」で決まった内容を踏まえたものと考えておりますが、御意見があれば、この機会に頂戴したいと考えております。

次に資料の1-2を御覧いただきたいと思っております。大規模災害時等の緊急時のオペレーションについては、戦略会議で御了承頂いた「広域的实施体制の枠組み（方向性）」において、「大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力・即応力をもって組織的・機動的に対応できるよう、詳細については引き続き検討する」とされました。その資料「大規模災害時等の緊急時のオペレーション（案）（イメージ）」を御覧いただきたいと思っておりますが、その方向性で定められた内容を踏まえ、検討のたたき台としてお示しをしたものであります。この案は、我が国の災害対策の基本となる枠組みを定めた災害対策基本法をベースとしつつ、特別地方公共団体である広域的实施体制と国の出先機関の連携・協力をいかに確保するかとの観点から取りまとめたものであります。現行の災害対策基本法においても、非常災害対策本部長、緊急災害対策本部長から地方公共団体の長への指示が可能であります。特別地方公共団体である広域实施体制についても同様の指示が行えるとした上で、その指示権の適切な発動を確保する観点から、出先機関を移譲した国の大臣から非常災害対策本部長、緊急災害対策本部長に対し指示の要請ができることとしたことが、この案のポイントであります。なお、大規模災害時には一元的な対応が必要となるものであり、広域的实施

体制への指示の輻輳化を避けるためにも、政府として一元的な指示を行うこととするのが適当と考えております。なお、参考2として、今般の福島第一原子力発電所事故に関して行われた、原子力災害特別措置法に基づく警戒区域等の設定に係る指示、東日本大震災に関連して行われた、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動に係る指示を、それぞれ国から地方公共団体に対する指示の具体例としてお示しをいたしましたので、これらも参考としつつ、忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。

説明は以上でございます。なお、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る関係者として、4つの環境団体及び7つの市町村から先日御意見を伺いました。お手元の資料2-1、2-2にその時の概要をまとめておりますので、御確認をいただきたいと思います。それでは、意見交換に入ります。御意見、御質問のある方から御発言をお願いいたします。それでは、吉田副大臣どうぞ。

(吉田副大臣) 国土交通省の副大臣の吉田おさむでございます。これは冒頭、こういう議論をするのはいかがかと思えますけれども、やはり地域主権というものを確立するのは地域住民であり、また基礎的自治体にその原点があるという中で、本来でしたら、私は国の在り方を形を変えるという部分で、基礎的自治体の在り方、道州制の在り方、国全体を見据えた議論を本来していただきたいかったなあというふうなのがまず申し上げたいところであります。さはさりながら、こうして出先機関の原則廃止等々は内閣が一丸として実現すべきテーマであると考えております。しかしながら、今お話ございましたように、現場力・統合力・即応力が引き続き担保される枠組みというのはやはり必要であると思えます。とりわけ、先の東日本大震災でも示されましたように、地方整備局の果たした役割というもの、これについては、しっかりと国民生活の安全、安心などの国益を維持するためにも担保させていただき、そういうふう思うわけがあります。それでは2点申し上げたいことは、1点目は、執行機関の在り方でございますけど、今の案を読んでおりますと、独任制の長又は合議制の理事会の選択制となっておりますが、昨年末に大臣間で協議した際には、現場力・統合力・即応力を維持するために、独任制の長とすることだったと伺っているところであります。この大臣間の協議を経て、昨年末の広域的实施体制の枠組みの方向性では、権限と責任を有する長を置く、と明記されており、1人の長が権限と責任を持って行政を執行する独任制の仕組みで検討していくと理解をしておったところであります。しかしながら、今回また、合議制の理事会との選択制の案が示されたということに対して、非常に私たちとしては、困惑をしているところである、と申すことを申し上げなければなりません。

そして、大規模災害時の緊急時のオペレーション、昨年の大震災、また、台風災害。実を言いますと私は、ちょうどその時衆議院の災害対策特別委員長として、奄美、豪雪、新燃岳、新燃岳に派遣をするといった3月10日の決定の翌日に東日本大震災。そして災害対策特別委員会がこれでもう終わりかと思った時に、台風12号。被災地に伺って多くの市町村長とお会いいたしました。緊急事態にはやはり国が責任を持って対応する、ということ強く求められました。とりわけ、東日本大震災では、国

土交通省は発災直後から、全国の地方整備局、テック・フォースという形で派遣をし、様々な機材、部材、とりわけ東北におきましては「櫛の歯」作戦等によりまして、道路の啓開、浸水地域の排水、通信手段の確保などの役割も果たして参りましたことは、巷間伝えられているとおりでもあり、台風12号災害でも、それぞれポンプ車等の機材等もやって参ったわけです。このように、国土交通省は、国家的規模の災害に対して、大臣の統一的な指揮命令系統の元で、陸海空にわたる全国組織の総力を挙げて、人員、機材、高度な技術、ノウハウを、迅速かつ集中的に被災地に投入して対応している。よく災害になりますと、アメリカのFEMA、緊急事態庁というものが話題になっておりますが、私は非常に、今の国土交通省自身が、これに似通った機能を既に持っており、その出先が地方整備局であるのではないかな、そういうふうに思う時がございます。これが地方整備局の持つ現場力・統合力・即応力の一形態でありますし、この点について、被災地の自治体からも評価を頂いているということは、先日後藤副大臣、福田政務官が福島県の相馬市長、奈良県の大和郡山市長、宮城県南三陸町長を含む7市町長から直接ヒアリングを行ったということで、この文書、今日提出の資料にも書かれているとおりでございます。このような経験や被災地の自治体の意見を踏まえ、大規模災害時のオペレーションにつきましては、災害対策基本法による指示だけでなく、所管の大臣として国土交通大臣が、広域的实施体制の長や職員に対し、直接に包括的な指揮ができるようにすることが必要だと思っております。以上、国土交通省を代表しましての意見とさせていただきます。

(福田委員) ありがとうございます。他の方、いらっしゃいますか。井戸知事お願いします。

(井戸知事) 私の記憶が間違っていなければ、吉田副大臣に、執行機関の在り方について議論をいたしました際に、選択制にするんだ、独任制にするのか、理事会のような合議制にするのかは、連合の選択制に委ねたらいいのではないかと、というような方向で統一されたのではなかったかというふうに承知しております。従いまして、今我々、私自身が、現行制度上は、連合の代表であります。独任制になっております。しかし、構成団体がいくつかに分かれているような連合を考えました時に、現実の運用としては、各府県の知事さんの御意見をきちんと踏まえた方が、かえって調整力も、それから実力も発揮できるという意味で、委員会を作りまして、実質的な合議制のもとに運用させて頂いております。ですから、私自身は、選択制でも、独任制でも、それぞれのメリット、デメリットがあろうと思っておりますが、やはり、それはどちらをとるかは、私どもに委ねていただいて、法律でどちらでなくてはいけないと決めてしまわれるのはいかがなものかという点を、さらに強調させていただきたいと思っております。それから緊急事態への対応で、国の責任がなくなるわけではないわけです。緊急事態の時に、国土交通大臣や、農林水産大臣や、経済産業大臣や、その他の所管されている大臣が、それぞれの事務に責任を持っていただく、これは当然でありまして、それを全部、例えば出先機関を引き受けたからといって、例えば国土交通大臣の権限を全部頂戴したいと申し上げているわけではありません。出先機関の長の権限をお譲りいただくこと

がいかがだろうかということで、出先機関の原則廃止を地域主権の一環として打ち出されたのが今回の方針ではないか、このように私自身思っております。その時にこの絵と図を見させていただきますと、まず独任制か合議制かを選択制にしてほしいということと合わせまして、専任の執行役を置くということについては、あまり異議はないのでありますが、これにしても特別職にしなくてはいけないのかどうかということ、これは引き受ける連合におまかせいただきたいと思うのです。この特別職のイメージですが、よく分からないのですが、例えば今の国の出先機関の長がほとんどが指定職でいらっしゃるから、その指定職だということイメージされているのであるならば、審議官クラスですね、それならば指定職として受け入れることだって、十分あり得るわけで、我々の方の体制に委ねていただいたらよろしいのではないかと考えています。それから緊急時のオペレーションのイメージについて御指摘がございました。内閣府地域主権戦略室の案では、各省の大臣が一度、政府としての統一性を確保するために、広域的实施体制に指示をする場合には、防災担当大臣か内閣総理大臣かを通さなければいけないと、図がなっておりますけれども、これは緊急事態ということもあり得るのではないかと考えておきまして、どのような形態を仕込むのかということはあると思いますが、災害対策基本法だけをベースにするのではなくて、それぞれの各省が所管されている権限の中で、喫緊の時にはこのような指示ができるというような整理をしていただいて、そして連合に対しても指示をしていただくというようなことはあっていいのではないかと、そのように思います。ただですね。その時に、その仕掛けが従前の機関委任事務制度のような仕掛けになるのは、歯車を逆に戻すことにつながりますので、指揮監督の下に置くということではなく、指示ができる根拠を個別法の中に持っていただくということ自身は十分に検討に値するのではないかと。特に緊急時のオペレーションとしてあり得るのではないかと。このように思います。もう一つそれとの関連で、私たちにも要請権を与えていただきたいと思うのです。例えばテック・フォースなどにつきまして派遣して欲しいという要請を、今は事実上させていただいたり、配備していただいたりしているわけですが、テック・フォースならテック・フォースについてすぐに派遣してほしいというような要請を行うとか。例えば、防災研究機関を国はたくさんお持ちになっているわけです。そういう防災研究機関に対して、このような研究をしてほしいというようなことも要請できるような、相互にそれぞれの立場を踏まえた権限行使ができるような仕組みが、十分作り得るのではないかと、このように私自身考えているものでございます。今回、吉田副大臣のお話で、いやいや執行機関は独任制の仕組みが、どうして合意をしているというお話が出てきたのは、大変びっくりいたしました。その辺り、そうではなかったのではないかと、いうふうには私自身も理解しておりますので、その点はぜひ御理解賜りたいと思います。

(福田委員) それでは、どうぞ、嘉田知事。

(嘉田知事) ありがとうございます。滋賀県の嘉田でございます。3点申し上げたいと思います。できるだけ手短かに、ということで、まず1点目は、包括的なところですけ

れども、通常国会が始まって、与党の皆さんに御苦労いただいていること、日本のこの大きな変革の時期を担っていただいていること、感謝申し上げます。今、税と社会保障の一体改革、そして来年度予算をお通しいただくこと、これが一番大きな、自治体としても願望でございますが、その中で、やはり消費税問題になりますと、行政が、これは国も自治体も含めて、無駄遣いをせずにマニフェストどおりにやっているのかということ国会でも議論になっているわけですが、この出先機関改革というのは、まさにマニフェストに書いていただいて、行革の柱としてやっていただいていることですから、ぜひその大きな意味を国民の皆さんにも発信をしていただいて、これは自分たちが政権交代をした上での行革の大きな柱だということではぜひ皆さんの側から政治的に発信をしていただきたいと思います。それから2点目ですが、今の組織の問題、受皿の問題ですが、井戸知事も連合長も言いましたように、12月19日に戻ったのかなと思ってびっくりしたのですが、12月26日の地域主権改革の時には、独任制かあるいは理事会制か選択できるということで決まったと。野田総理もおられるところで。その結果を私どもは関西広域連合で、関西でお受けをして、知事達が、選択制になったんだと言って、あの時に皆で祝杯をあげた、これこそ地域主権だと、12月26日にはそうだったのにどうなったのかなというので、少しも誤解があったら。野田総理の御判断はどちらかに選択なさるということだったということでしょうか。

(上田委員) 副大臣の誤解です。

(吉田副大臣) それは、また大臣に確認します。私たちは間違っておりませんので。

(嘉田知事) はい。3点目ですけど、今回、環境関係のWWFなり、4つの団体の意見を一字一句読ませていただきました。私は30年間、環境問題中心にやってきました、皆知り合いの方ばかりが、あらと思ったんですけど、先祖返りしたかなと。30年前、確かに開発圧力が大変で、自治体の開発圧力に対して、こういう団体の方、あるいは日本生態学会が頑張っていた、30年前頑張っていた。その後、実は自治体は一生懸命、開発圧力もある、しかし、保全もしなければいけないということで両方含めて体制をとってきたわけです。例えば、近畿環境事務所でも、50人くらいの体制を作っていたというわけで、そのうち半分ほどが、国立公園のレンジャーの方ですけども、例えば滋賀県だけでも、琵琶湖環境部というところで470名おります。そして、自然環境の保全だけで20名、森林、出先まで入れたら、70名、80名おります。それぞれがかなり、濃度深く、密度高くやっておりますので、自治体に任せたら規制ができないとか、あるいは環境を守れないというものではない。逆に日本の自然というのは人が使いながら守り、人に近いところで守られてきた自然ですので、ここで国と地方が力を合わせてやれると。国の方はなかなかレンジャーも。例えば、近畿ですと吉野に6名ほどでしょうか。それから山陰ですと1名、瀬戸内2名しかいないところを瀬戸内だったら兵庫にも。吉野だったら和歌山にも。山陰だったら兵庫、鳥取と。本当に自治体にも人がおりますので、ここはしっかりと共存して共に自然の価値を高めるということで信頼して頂けたらよろしいのかなと思います。この4団体

の方、本当になんていうんでしょうか、自然保護特権主義のような感じがいたしまして、30年前はそうでしたけど、今は住民と共に自然を守るというふうにWWFあるいは生態学会でも生態と共に文化の多様性と言っているのになぜ意見書がこんなのかなと。直接皆さんをよく知っておりますので、話をさせていただいております。自治体を信頼していただきたいということでございます。今回の色々な当てはめ案を見せて頂いても環境省さんは本当にたくさんの部分をきちんと自治体にとり上げて頂いておりますので、ここは受けて頂いているんだなということで評価をさせていただきたいと思います。是非、国交省さんも自治体を信頼していただいでですね。

3点目です。災害の問題というのは、日常どう備えるかということと緊急時どうするかということがございます。日常どっちにあるかという意味では、今、関西では井戸知事を中心にしながら、関西広域防災・減災プランをかなりきっちり作りました。水害だけではなくて、インフルエンザあるいは原子力災害含めてですね。いざという時どうするかということをお互いに府県を超えたところで計画を作り、そしていざ発災したときにも縦割りではなくて横つなぎで。ですから川の中だけではなくて、土地利用なり周辺、あるいは場合によっては健康福祉、それからいざという時の応援もそう。本当に全ての分野を横つなぎで対策を取らないといけませんので、そのあたり確かにテック・フォースさんなり国交省さんに頑張ってもらっていただいでますけれども、自治体としては日常的に備えるということと、縦割りを超えて対応させていただくというところに強みがあると思っております。少し長くなりました。

(広瀬知事) 九州の方でございますけれども、まず体制の話につきましては、私ども独任制か理事会制かということについては、選択だというふうに主張して参りましたし、最終的にそうなったと考えておりますので、是非そういうことで取り扱って頂きたいと思っております。

それから災害の件については、吉田副大臣がおっしゃっていたとおり、いざという時に機動的にしっかりやっていきたいと思っております。我々地方にとっても、国交省のそういう論点については、非常にありがたいなと思っております。従って、そここのところの能力を陸海空一丸となって発揮できるようにということで、我々はそういう意味もあって丸ごとの移管ということをお願いしているわけでございます。バラバラにしたら、そここのところの機能が削がれるということを申し上げている。逆にその代わり緊急時における国の方の指示というのはあってしかるべきだというふうに思いますし、緊急時のために常時情報を色んな意味で、指示ができるようにしておくというのも大事かなと思っております。そのやり方については、色んなことを考えなければいかんと思っておりますけれども、とにかく緊急時に地域住民のために機能できるようなやり方を考えて頂くというのがひとつではないかなと思っております。その中で確かに途中からお話がありましたように、バラバラの指示にならないように本部長からの指示ということになっておりますけれども、そこまで考えて頂いているのはありがたいんですけれども、やっぱり迅速性ということから言えば各省からの指示でもいいのではないかなと思っております。

(福田委員) ありがとうございます。この後の議題も重いものですから短く。

(北神政務官) 何でもしゃべったらいけないんですか。

(福田委員) 今の話題について。次の機会で。

(上田委員) 緊急時ならいいですか。

(福田委員) はい、上田知事どうぞ。

(上田委員) 委員の上田です。まず、吉田副大臣には先程、最初に福田政務官が御説明されたとおりで、12月26日の地域主権戦略会議、親会で、この選択制を決めたことのお話がありました。御説明の中で、だから、それが決定事項ですので、そうじゃなかったのかと言われたら困る話であります。それから、広域体制における災害時のオペレーションですが、今も災害対策基本法で、様々な形で、国が我々を指示する権限があります。その上で広域連合を作ってますね、その広域連合の長を通じてですね、さらにある意味では、この一元的に指示できるような体制ができるということでは、むしろ都道府県単位で指示をしている以上に効果があると。これは必ずしも国の出先機関である必要は全くないわけで、初期の目的が達成できるという理解をされたいかがだろうかというふうに思っております。

(福田委員) ありがとうございます。皆さんの貴重な御意見を踏まえて、さらに検討を進めたいと思います。それでは次に「個別の事務・権限の移譲の検討について」でございます。まず、私から資料3-1、3-2について説明をさせていただきます。御覧ください。まず、作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲についてであります。個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」と「当てはめ案」に対する関係3省の意見の概要を御説明いたします。資料3-1は、1月11日に関係3省に「当てはめ案」を照会させていただいた文書でございます。大部ではありますが、今後の議論の基礎資料として、お手元にお配りをいたしました。次に、資料3-2を御覧いただきたいと思っております。「当てはめ案」は、移譲対象候補である経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の作用法で規定されている事務・権限、全体で約157法律3000条項となります。を移譲するとした場合の事務区分、並行権限行使、国の関与について、現行地方自治法の枠組みを当てはめて整理したものです。国と地方が対等・協力の関係であることを前提としつつ、検討対象事務が国の出先機関が現在直接処理している事務であることを踏まえて、地域主権戦略室で整理をしたものです。「当てはめ案」は、個別の事務・権限の移譲の検討を開始するに当たってのたたき台でありまして、移譲した場合に「当てはめ案」では不都合が生じるか、不都合を解決するための対応策があるか、移譲の例外とすべきものはあるかについて、経済産業省、国土交通省、環境省の3省に照会を行いました。提出いただいた回答のポイントについて、この後3省の政務から御説明いただきますが、3省におかれては、回答の提出に当たりまして、大臣以下、政務の皆様の御指導の下、「アクション・プラン」の趣旨を踏まえ、真摯に御検討いただき、感謝を申し上げます。その結果、一昨年の自己仕分けの結果とは異なり、条件付きであっても移譲できるとする事務が大きく増えております。以下、回答の概要を資料に沿って簡単に御説明いたします。最初に、経済産

業省です。2 ページを御覧ください。条件付で移譲を検討する事務を定める法律として、採石法等 40 法律が挙げられています。移譲の例外とすべき事務を定める法律として、鉱業法施行法等 7 法律が挙げられています。次に国土交通省です。3 ページを御覧ください。条件付で移譲を検討する事務を定める法律として、都市再開発法等 41 法律が挙げられています。移譲の例外とすべき事務を定める法律として、環境影響評価法等 58 法律が挙げられています。最後に環境省です。5 ページを御覧ください。条件付き移譲を検討する事務を定める法律として、大気汚染防止法等 27 法律が挙げられています。移譲の例外とすべき事務を定める法律として、自然公園法等 6 法律が挙げられています。なお、自然公園法等については協働型の管理など、地方の考え方を反映させる方策を検討するとの回答がありました。今後の国と地方の関係の在り方を考えていく上で示唆に富むものであり、特に御紹介させていただきます。なお、資料 3-2 の 1 枚目に枠組みで書かせていただきましたが、同じ 1 本の法律でも、移譲の例外とする事務が数条項から数十条項のものまであります。法律によって条項レベルでの回答内容が大きく異なることに留意していただきたいと思います。2 ページ以下では移譲の例外とする事務が 1 条項の法律を明示しています。また、各省からの回答は膨大な条項を短期間で見ていただいたこともあり、単純な記載ミスが多数あったことから現在整理中ですので、メインテーブルの方にだけお配りしております。近日中に訂正をして、ホームページに掲載をいたしますので、御了承いただきたいと思っております。本日はこの後 3 省の政務からの御説明を踏まえて意見交換をお願いいたします。

6 ページを御覧いただきたいと思っております。本日御出席の皆様から頂く御意見や関係者の皆様の御意見を踏まえまして、このような個別事務・権限の検討の進め方の手順により検討していきたいと考えております。説明は以上でございます。

続いて、経済産業省、国土交通省、環境省の御回答のポイントをそれぞれ順にお願いいたします。

(北神政務官) 川端大臣初め本当に難しい議論をまとめていただいていることに心から敬意を表したいと思っております。

経済産業省の方ですが、相当頑張っております。資料 3-2 の 2 ページにありますように、個別作用法の事務の中でですね、法律上 45 法律あるのですが、そのうち 9 割を占める 40 法律については移譲が可能だということを回答しているところでございます。ただ、こういう極めて積極的な精神を持ちながらですね、ちょっと 2 点申し上げたいのは、この個別事務については相当国民、住民の権利を制限したりするものも含まれておりますので、是非今後パブリックコメントとか、そういったものも含めて広く国民的議論の対象にさせていただきたいというのが 1 点。もう 1 点は広域的实施体制の部分で、これはやはり地域主権という理念もありますし、先ほど嘉田知事からも話があったように、出先機関の改革というのは行政の効率化とか、そういった行政改革的な側面もあると思っております。そういう意味では、これから移譲する事務に関連する府県の事務も、この広域体制にやっぱり持ち寄っていただかないと、住民や

経済団体や企業などが例えば何か要望する時には、また層が増えてしまう。要は市町村だけではなく、府民、府県にも行って、更にはまた広域体制にも行かないといけない。また1つ増えてしまう。ですからそういった意味では、行政の効率化簡素化の観点から、今後議論、検討する中で、府県の事務も合わせて持ち寄っていただくことを是非お願いをしたいと思います。以上でございます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、吉田副大臣お願いいたします。

(吉田副大臣) 各知事さんのお話を聞かせていただいて、本来なら御意見を戦わずところかもしれませんが、議題が次に進んでいますので私の方からは今回の個別の事務・権限移譲の検討につきまして、まず冒頭、回答の前提について、大変申し訳ないのですけれども、今回の法案157の約半分、80法律、また3000の条項の約6割、1800が実は地方整備局に関わるものでございまして、短時間の作業でございますので、広域的实施体制の枠組みとも密接にも関係して参ります。今後の検討によりましては、今回の回答は場合によっては変更することもあり得るものだけということだけは、ちょっと量が多ございますので、ご理解いただければと思います。そういう中に、移譲にあたりましてこれは地方整備局の事務、事業量の大半は一級河川並びに直轄国道の整備、管理という形で、広域的实施体制に移すという前提の下でももちろん検討させていただきました。ただ、この移譲を実現するためには、国の根幹的なインフラについて、十分な水準。これは整備、管理を含めた、確実に実現することが必要であるため、新たな事務類型というもの、国土交通大臣の特別の関与というものを不可欠と考えているところであります。例えば、具体的に申し上げました一級河川、もしも洪水が起こった場合には、広域被害というのも人的、経済的なもの、まさに国土の主要部分を占めるという国家的観点からの整備、管理というものが必要になってくると思います。また、高規格幹線道路、主要な国道というのは、緊急事態における物資輸送ルート、これは東北大震災でも明らかになりました。また、我が国の産業の国際競争力の向上というのは、道路の要望の中で皆様方がうたわれていることでございます。そういう中で全国的な幹線道路ネットワークを構成するためには、これは国家の安全保障というもの、そして国家の経済的観点から整備、管理に万全を期すという部分で、そのために特別関与の、例えば具体的内容として4点ございます。国の事務執行に必要となる調査、報告徴収。個々具体の事業に関する執行計画や執行方法の提示。計画や予算に基づく事業実施を計るため適時に行う指示。指示に従わない場合に国が自ら行う直接執行等を考えられるのではないかと思います。もちろん移譲の例外とする必要があるものもございます。まず、国家の利害の実現の観点から判断する必要があるもの。排他的経済水域維持のための低潮線の保全に関する許可であったり、国の利害に重大な関係のある都市計画。SOLAS条約に基づく国際航海、船舶、国際港湾施設の保安確保等も考えられますし、国の負担支出に関して判断を行うものとしては、指定区間外国道の新設、改築の認可。そして公営住宅の補助金の交付決定などもございまして、全国を規制、監督対象とする必要があるもの。宅地建物取引業や建設業などの免許、許可、監督処分。そして不動産鑑定士などの国家資格の登録事務などが移譲の例外と

すべきものだと考えております。また、内閣府提出の資料につきまして、各省からの、ちょっとあえて申しますと回答法律の数で整理をされているのではないかなど。できましたらその実態の事務量、事業量のウエイトというものも、できるならば正確に表していただければなど。今回は時間が無い中でのございますので、1条2条だけでも移譲の例外とするものが含まれれば移譲の例外とすべきという形で、法律にカウントされてしまったり、また法律、条項によっては、実際の事務量、事業量がほとんど無いものも含まれているというものもございますので、今後、この部分についての御議論というもの、また精査の在り方についてもよろしく御検討の程お願い申し上げます。私自身も就任以来、事務方に対しましては、数じゃない。中身を伴うものを移譲に含めた検討をすると。そうでないと数だけ増やしていても、実際それを受けられる皆さんが、数だけ多くて見栄えだけ良く大ききだけ大ききても、実態を伴わないものであってはならないということがございますので、国土交通省といたしましても、一級河川、直轄国道の整備、管理の実施など、地方整備局の事務量、事業量から見ても大半を占めるものについては移譲することを前提にこれからも検討を重ねて参りますので、その旨御理解の程よろしく御願ひ申し上げます。個別の事務・権限の整理につきましても、国民生活の安全、安心など国益を維持していくためにも、地方整備局が発揮しております現場力・統合力・即応力につきまして、引き続きあえて申しますと担保していただけるような枠組みも、ぜひとも必要であると存じておりますので、この部分も併せて御願ひ申し上げます。国土交通省からの御報告とさせていただきます。以上でございます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、高山政務官、お願いいたします。

(高山政務官) 環境省の政務官の高山と申します。先ほど嘉田知事からもいろいろコメントを頂きまして、ありがとうございます。非常に評価して頂いたと思っております。滋賀県では、400人の方がもう環境の行政に携わっているということで、そもそも地方環境事務所では環境省の場合400人程度くらいしか全国でもいない所帯なのですが、今回、川端委員長からも、また、野田総理からも、とにかくやる方向で、ということでまとめろという御指示がございましたし、地域主権改革に非常に積極的な細野大臣も一つ一つ細かく見るということもございまして、最大限今移譲できるものは今回移譲するというので全部判断をさせて頂きました。先ほど福田政務官からも御紹介ありましたような内閣府作成資料のとおりなのですが、国立公園と原子力規制庁関連、ここはやはり引き続き環境省で担当させていただきたいということは思っております。一方、地球温暖化対策ですとか、公害対策、これは先ほど知事からもお話がありましたように、本当に、それぞれの地方自治体の御協力なしには全く進まないという部分もちろんありますし、そこで大きなところの所管の31本の法律のうち、27本移譲できるものをまず検討しようということで大幅に出させていただきました。しっかりとした広域体制の仕組みですとか、各省全部一体として対応する必要があるということももちろんあるのかもしれませんが、環境省としてぜひぶん踏み込んで今回提示させていただいたということで、是非御検討頂きたいと思っております。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、御意見・御質問がある方からご発言をお願いいたします。広瀬知事、どうぞ。

(広瀬知事) ありがとうございます。こういう議論になろうかなと思ひまして、資料を用意してきました。ちょっと御覧いただきたいと思ひます。前もって三省の副大臣なり政務官からお話しいただきましたけれども、短い時間の中で、数も含めて、大変前向きに検討頂いたということについては敬意を表したいと思ひます。また、もちろん急いでやって頂いたわけですから、いろいろ中身に変更があるかもしれないことも、当然だと思ひます。我々も、急いで勉強させていただいて、また、具体的な御意見を申し上げたいと思っておりますけれども、基本的な考え方としてちょっと申し上げておきたいのは、資料4を用意してください。その一番最後のページ、別紙というページになりますけれども、御覧頂きたいと思ひますけれども、今度のプロジェクトというのは、とにかく広域的な実施体制ができたところから順次やっていこうと。しかも、3省の分についてやっていこうということでございますから、大変ある意味では暫定的なものだというふうに思っております。そういうことも考慮しながら、制度を設計していく必要があるのではないかなと思っております。我々はこの図の右上の四角の中に書いておりますけれども、そういう中で、原則として本省と出先機関の関係が残る中で、広域的な実施体制のできているところについて、どういう権限関係を委ねていくかということになるのだと思ひますが、そこでよっぽど知恵を出していかなくやいかんと思ひしているところでございます。したがって、この右のこの表の下の方に書いてありますように、やっぱり原則としてはこれまで国がやってきているもの、そして、これからも原則として国がやるものを、この広域的な実施体制に一部地域的に整っているところは委ねるということだから、そこのところも原則よく考えてやらなくやいかんと思ひます。したがって、今度の改革で自治事務が新たに出てくるということではないだろうと。原則としてやっぱり国の仕事を法定受託事務でやるということが理想なのかなと思っておりますけれども、その他にもう一つ、様々御三方から御意見がありましたけれども、それだけでも足りないかもしれない。国も権限や責任を確保するための新たな措置を十分にとっておかないと、3省も心配があると。外国との関係とか、あるいは国内の他の地域との関係、あるいは地域住民との関係で、やはり国の権限・責任を確保するための措置をちゃんととっておいてくれと。そこは是非、同じ気持ちでございまして、やはりいい知恵を出していただくということが大切ではないか。先ほど機関委任事務は元に戻るから困るという話がありましたけれども、ぎりぎりのところまではいいのではないかという気もしております。前向きに考えていかないといけないのかなと思ひます。右の上の図を御覧いただきたいと思ひますけれども、あまり国と地方の関係で旧態依然のことを言いますと、残存の経済産業局、残存の整備局や残存の事務所というのが残ります。そうすると、この行革の時のための改革かということになるわけですから、やはり国も安心して広域的实施体制に委ねられるような関係をちゃんと構築しておく必要があるということで、ここが知恵の出どころではないのかなと思っております。国の権限・責任も確保するための新

たな措置というものをこれまでの自治事務とか法定受託事務の考え方を超えて、一つ考えないとこれはうまく行かないのではないのかなと思います。逆に、残存の事務があるから国の方に持って帰ると、こういうように言われますと、今度は地域の住民にとってみますと、なんだ今までは福岡で話が済んでいたのが、東京の方に来なくてはいけないではないかということでも困りますし、そういう意味ではよほど広域的実施体制に集めて仕事ができるような国と地方の関係を新たな流れを一つつくる必要がある。ということは我々も良く分かっているし、知恵を出していただきたいと思っています。是非、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。(福田政務官) ありがとうございます。では井戸知事どうぞ。

(井戸知事) 広瀬知事がおっしゃっている基本的な考え方は私も同様です。機関委任事務の復活はいけませんけれども、何らかの工夫が必要だということは基本的に賛成です。しかも、バツで広瀬知事が書いていただいているように残存組織が残るようでは、これは我々何のために丸ごと移管を主張させていただいているか分かりません。組織は必ずなくそうと。全部丸ごとと言っているのは、事務をいろいろ再配分しようとすると、今までもその作業を何回もやりましたが、結果的に結論が出なくて出先機関の廃止に結びつかなかった反省に立ちまして、今回は原則廃止を打ち出させていただいた意味で丸ごと移管をすることによって、全部私ども責任を持つ体制を採ろう。こういうことで出発しておりますので、絶対に残存組織が残るようなことは前提にさせていただきたくないし、してはいけない。このように思っております。その際、どうしても今、それぞれ環境省などからおっしゃいましたように、やっぱり国の事務だなど、どうしても国の事務だなどというようなことがあり得た場合には、国の事務として吸い上げていただいた上で、もう一度、例えば広域連合に事務を委託していただくなり、あるいは委託ですから、その際いろんな条件を付けるというようなことが考えられると思います。そういうような意味で、統一性をどうしてもとらなくてはならない事務は、一度国へ吸い上げて、出先はなくしてしまうわけですので広域連合に委託をしていただく。こういうようなことを一つ考え得るのではないかというふうに私自身は、今のお話を伺いながら御検討していただいたらどうか。たまたま委託という言い方をしていますけれども、例えば法定委任というような形で、法定で委任してその法定委任の範囲内について、指示は各大臣が直接にできるような形式も検討できるのではないかな。そんな提案をさせていただきたいと思います。十分吟味した発言ではありませんので、後ろの方の事務方からするとハラハラしているかもしれませんが、出先機関を残してではなくて、残さないで今までの事務をどうするかというと、形式は広瀬知事がおっしゃるようになんか変えないといけないのかという部分があるのかもしれない。全部、法定受託事務だけでは整理できない部分があるのかもしれない。そうだとしますと、それに対する新しい法制度というものを考える必要があるのかもしれない。その一つの提案として法定委任という方式というのはあり得るのではないかなというふうに提案させていただきます。

(福田委員) ありがとうございます。では、嘉田知事どうぞ。

(嘉田知事) お時間のないところありがとうございます。今のことはお任せをいたします。ただ、本当に機関委任事務が戻るようなことになってしまうと、本来の出先機関改革は何だったのかということになりますので、ぜひとも動きを付けたいと思います。今、個別の当てはめ案をそれぞれ御説明いただきありがとうございました。実は今日どんと積まれて、全然まだ十分チェックできてないのですが、お時間をいただきたいと思います。ただ、今のところで少し気が付くところ、まず経産省のところですが、中小企業のものづくり基盤技術の高度化などは、やはり中小企業は、実際地元任せてもらった方が、内実を積み上げて今本当に内部を強化しなければならないものづくりの仕事としては、良いものができるのではないかと考えておりますので、その辺りをまた御検討いただけたらと思います。それから国土交通省は、本当に 1800 程の事業があるということでございますけども、今さっと特に府県を越えるところで河川や道路のところだけ見せていただきましたが、例えば国土交通省 50 の河川法のところですが、河川整備計画は移管できないということのようでございますけども、先ほど中身はまだ十分変え得ると言っておられたので、そこに期待をさせていただきたいんですけども、河川整備計画は確かに災害対策、大変大事です。ですから一番府県としても力を入れているんですけど、ただ河川の中だけで閉じ込めるのは大変不自由なのです。基本高水、基本計画、つまり想定の水量の中で、川の中だけで水量処理をしようとするから、かなり無理をしてダムやらなんやらやらないといけない。そうすると環境破壊が起こるといようなことがあります。それから、想定外の水が来たときどうするかと、実は農地法なり、あるいは都市計画、その辺縁の所が河川法では使えないので、結果的には手が出せなくなるということになります。それで私たち関西では、流域治水ということで土地利用計画と併せて、この河川整備計画をより広げようと、つまり、縦割りの限界を広げてどんな災害でも、どんな大雨でも命を守るという仕組みを関西の中で作り始めております。そのあたり、やはりちょっとテクニカルになりますけど御提案させていただきますので、まさに中身の伴う移管をお願いしたいと思います。それから三つ目の道路ですけども、道路も実は本日陳情させていただいたんですけど、道路計画もできたら 5 年 10 年計画的に直轄道路にもお金を入れていただかないと、本当にまちづくりと一緒にならない。そのあたりがぜひとも道路計画を関西なら関西に下ろしていただいたら、公平性、透明性、必要性のところ計画的な投資のプランを作らせていただきたいと思いますので、道路法のところもかなり住民の期待が大きいところですのでお願いしたいと思います。それから環境の方は、地元と一緒に協働でと言っていたいただきましたので、ここは具体的に国立公園をどうするのか。今一番大変なのは獣害です。獣害は 1 人 2 人のレンジャーではどうにもなりません。ここのところをぜひ自治体と協働的な国立公園管理ということで一緒に汗を流せたらありがたいと思っております。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、沖縄の仲井眞知事、一言だけお願いします。

(仲井眞知事) 私どもは単独県、一つの県で国の権限を移譲していただくという中身

の、昨年 12 月 26 日の方向性で我が方の考えも一緒なんです。ただ、10 年ぶりに沖縄振興法を延長していただくにあたって、沖縄振興計画とかいろいろあります。特に総合事務局の中には、国交省、経済産業省、農林省などが一緒に入っておられるわけですが、その仕事、権限を丸ごと県に移譲していただきたいという方向だが、環境省は今入っておりません。ただ、環境省について、もし九州の広域で移していただけるなら、沖縄も国頭から西表に至るまで環境省のお世話にはなっておりますが、これも広域の方でされるなら沖縄県もきちっと移譲していただいても非常に良いと考えておりますので、念のため申し添えておきます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、時間もありますので、この議論は今日は終了させていただいて、皆様からの御意見を踏まえて、今後の対応を進めてまいりたいと思います。その際、各省政務と我々地域主権推進担当政務との間で、あるいは知事の皆様も加わっていただくような形でさらに意見交換をさせていただくことを考えております。ぜひ御協力をよろしくお願い致します。

それでは引き続き、次第の 4 に入りたいと思います。出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲以外の「アクション・プラン」の課題について、現況報告をさせていただきます。本日は北川先生が御欠席ですので、直轄道路・直轄河川、ハローワーク、共通課題の取組状況を私から御報告をいたします。昨年末の地域主権戦略会議において了承された「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」、参考資料の 2 でございますが、これに沿って、3 つの課題の取組を進めているところでございます。年明け以降、北川主査が中心となって、各チーム会合の構成員の方と今後の具体的進め方について個別に話し合いを行いました。その結果、ハローワークにつきましては、国・地方の一体的取組をより多くの地方公共団体から御提案いただき実現できるよう、これまで以上に周知・啓発に努めてまいります。また、ハローワーク特区については、具体的な内容について検討を始めたところでございます。直轄道路・直轄河川と共通課題につきましては、チーム会合を早期に開催して議論を始めることとなりました。現在、日程調整を行っているところでございます。報告は以上でございます。

それでは時間が来ておりますので、最後に川端委員長から一言お願い致します。

(川端委員長) ありがとうございます。去年の取りまとめまではいろいろ議論が白熱して難しい状況乗り越えていただいて、一定の方向性を出していただいた。その後、事務方におかれても、各省におかれても、大変な仕事をお願いした。忙しい中を、こういうところまで漕ぎ着けていただいた。これをベースに今日議論させていただいて、やはり去年、一つの節目をまとめたというのは大変大きかったなど。本当に具体の中身の話に入ってきたということは、大変感無量でございました。活発な御意見ありがとうございました。当初は百かゼロかという入口論で結構時間がかかりましたけれども、今日はまさに本当にここにおられる皆さん方が、何とか地域に権限を移した中で良い行政ができるようにという思いの中で、さはさりながら責任ある者はしっかり責任を持たなければいけないということで、共通の価値観で御議論できたことは私は大変ありがたかったと思っております。とはいえ、それぞれいろいろな考え方、支障も

ございます。技術的に難しい問題もありますので、引き続き皆様の御意見に耳を傾ける努力を続けながら、全体像をまとめてまいりたいと思っております。基本的に一番大事なのは、地域住民の住民サービスがより向上することということに私は尽きるといふふうに思っております。その過程において、これに移したらいろいろ不都合が生じるのではないかという懸念も確かにあります。平時も災害時も含めて、しっかりとそのことが万全を期するようということにおいては、地方の自主性・自立性を損なわない範囲でできる限りの工夫を柔軟に考えて解決するという姿勢で臨ませていただきたいと思います。せっかく長年に渡って作り上げてきた国と地方の対等・協力の関係をこれによってさらに前進させるという方向性を堅持させていただきたいと思っております。また、そういう意味で、移譲の例外とする事務はできるだけ小さくしたい、少なくしたい。これも基本でありますし、国と地方が対等・協力の関係という上下ではないということの改めて確認をする中で進めて、対応策自体は柔軟に考えさせていただきたいと思っております。その意味では、今日は大変示唆に富む、柔軟な御指摘、御提起もあったというのは、大変ありがたかったと思っております。これからも最大限努力いたしますので、皆様の御理解と御協力を改めてお願いを申し上げて締めくくらせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

(福田委員) ありがとうございました。それでは本日の委員会はここまでとします。次回の委員会の開催については、事務局より追って御連絡いたします。なお、この後報道陣から質問等があれば、委員長が対応いたします。本日はどうもありがとうございました。

(以上)